

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第 73 号 2020 年 12 月

HEADLINE

本号では、2020 年 9 月 16 日に開催されたアジアビジネスローフォーラム研究会「with コロナ after コロナと法」を取り上げました。日本ローエイシア友好協会、公益社団法人商事法務研究会及び当財団による共催のもと、アジアビジネスローフォーラム（ABLF）が主催したもので、約 80 名の参加がありました。なお、新型コロナウィルス感染症の影響で、Zoom を利用したウェブ会議方式にて開催されました。

(目次)	
開会挨拶	ABLF 代表・日本ローエイシア友好協会会長 小杉 丈夫 2
講演 1	With コロナ/After コロナと社会・経済の変化と法的インプリケーション 元法務省法務総合研究所長 酒井 邦彦 3
講演 2	with コロナ after コロナと法ー建設会社の視点からー 大成建設株式会社管理本部法務部部長（国際法務担当）堀口 佳秀 5
講演 3	ウィズ・コロナ 弁護士 石田 龍 8
講演 4	アジア諸国におけるwithコロナ/postコロナの法律事務・法律事務所の運営について 弁護士 高谷 知佐子 10
ディスカッション 12
	TMI 総合法律事務所フィリピン現地デスク 弁護士 團 雅生
	TMI 総合法律事務所プロンペンオフィス 弁護士 永田 有吾
	TMI 総合法律事務所ヤンゴンオフィス 弁護士 坂田 吉加
閉会挨拶	元 LAWASIA 会長・日本ローエイシア友好協会副会長/弁護士・ニューヨーク州弁護士 鈴木五十三 20
司会	東京駿河台法律事務所 弁護士 上柳 敏郎

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・With コロナ/After コロナと社会・経済の変化と法的インプリケーション
- ・with コロナ after コロナと法ー建設会社の視点からー

（司会） 大変お待たせしました。ただ今よりABLF（アジアビジネスローフォーラム）の研究会を開始します。皆さま方、ご参加ありがとうございます。

開会に当たりまして、若干の留意事項をお話しします。申し遅れましたけれども、私はABLFの副代表をしております弁護士の上柳敏郎です。今日は司会をします。よろしくお願いします。

実は記録のため、既に事務局の方で録画を始めていますが、参加者の皆さまにおかれましては、録音、録画、画面のキャプチャー等はご遠慮いただきたいと思います。事前に何名かのパネリストの資料は配布しています。また、この研究会の報告については、国際民商事法センターでニュースにしていただける可能性があるということです。

今、私の顔が映っていると思いますけれども、ご発言者以外の方々の姿は画面に映りませんので、ご安心ください。後半に質疑を行いたいと思うのですが、ご質問はQ&A機能を利用していただければと思います。全部の質問にお答えできない可能性がありますけれども、ぜひ感想も含めてお寄せいただきたいと思います。

また、Zoomの設定の不具合その他については、Zoomヘルプセンターをご利用ください。今日は商事法務研究会の設備を使い、スタッフの方にもお願いしているのですけれども、何らかのトラブルで中断することがあるかもしれません。10分以上復旧しない場合は、研究会を中止させていただくことにしたいと思います。

では、最初にABLFの代表であります小杉さんから、ご挨拶を頂戴したいと思います。こちらに何人か集まっていますが、席を替わって発言することになります。コロナの関係がありますが、パネルを立てるなどして対応しています。

では、小杉さん、よろしくお願いします。

開会挨拶

小杉 丈夫（ABLF 代表・日本ローエイシア友好協会会長）

アジアビジネスローフォーラム（ABLF）の代表をしております弁護士の小杉丈夫です。開会に先立ち、簡単にご挨拶をいたします。

ABLFは、今年の1月29日に正式に設立されました。私どもは三つの架け橋ということを、このABLFの設立の目的に掲げています。一つ目は言うまでもなくアジアと日本の架け橋。二つ目が官と民をつなぐ。官と民というとちょっと広いですけれども、法律家、裁判所、法務省と、弁護士、学者、企業の法律を担当している方々の架け橋になりたいということ。三つ目はジェネレーションで、若い世代の人たちにもっと機会を与えて、アジアへの関心を継続、継承してもらいたい。こういう三つの目標を立てています。

先ほどお話ししたようにABLFを設立したのは今年の1月ですけれども、3年ぐらい前から準備的な形で勉強会、あるいはプレシンポをやってきました。コロナでちょっと水を差されたような期間がありましたけれども、本日セミナーを開催できることを、大変うれしく思っています。Webでの開催という私どもにとっても新しい試みで、新しい地平が開ければいいなと思っています。

本日は「withコロナafterコロナと法」という大変広いテーマについていますけれども、アジア諸国に駐在している法律家の方にもご参加いただいておりますので、有意義な議論ができるのではないかと期待をしています。私どもの会は、いつも最初にスピーカーにお話をさせていただいて、その後、自由に討論をするのが本来の姿です。本日も時間がどれくらい取れるか分かりませんけれども、参加者の方々にできるだけ自由に参加して議論を深めていただきたいと思っています。本日はどうぞよろしくお願ひします。

(司会) 小杉さん、ありがとうございました。

本日は、最初に法務省法務総合研究所でアジア地域の法整備支援に関与された経験がおありのABLFの副代表の酒井さんに、「withコロナafterコロナと社会経済」ということでお話ししいただきます。次に、大成建設株式会社法務部で国際法務を長らく担当されている堀口さんから、建設会社の視点からwithコロナafterコロナということでお話を頂きます。3人目のスピーカーは、コモンズ総合法律事務所に所属され、国立シンガポール大学に留学されていた石田さんです。石田さんはリモートでの参加です。4人目のスピーカーは高谷さんにお願いしています。森・濱田松本法律事務所でバンコクのオフィスにいらっしゃいます。ローエイシア本部の執行委員をされています。以上、4名のパネリストの方々から10~15分ずつお話ししいただき、7時ごろからディスカッションができればと考えています。

また、繰り返しになりますが、ご質問やコメントを参加されている方々からぜひ頂戴したいと思います。Q&A機能でお寄せくださいと幸いです。さらに、セミナー終了後、アンケートにご協力いただければと思います。途中退席される方は、チャットのところにURLを表示しておりますので、今後、この研究会でどういうテーマを設ければよいのか、アイデアを頂戴できればと思います。

長くなりましたが、最初のスピーカーの酒井さんから話ををお願いしたいと思います。酒井さん、お願ひします。

「With コロナ/After コロナと社会・経済の変化と法的インプリケーション」

酒井 邦彦（元法務省法務総合研究所長）

こんにちは。今ご紹介にあずかりました酒井です。本日はお忙しいところご参加を賜りまして、誠にありがとうございます。私からは「withコロナ/afterコロナと社会・経済の変化と法的インプリケーション」という題で、前座的に概説的なコメントをさせていただきます。レジュメにはかなり詳細に書いてあって、とても全部カバーできないので、かいつまんでお話しします。レジュメは画面上でもアップしますので、ご覧ください。

それでは、早速始めたいと思います。最初に、社会の変化と新型コロナパンデミックを巨視的に見るとどうなのかということです。実は、この新型コロナが経済社会にもたらすものは、「方向転換」ではなく「加速」です。人によっては、このパンデミックは「目覚まし時計」であると言う人もいます。コロナが収束したからといって、今の流れは変わらないということです。たまたま非常に大きな歴史的の節目にわれわれがいて、そこにコロナが起きたというふうに考えていただきたいと思います。18世紀に始まった産業革命からの歴史的転換期、恐らく今後100年にわたって変化が続く大きな歴史の流れの中に、われわれは今身を置いています。ですから、われわれはこれから全く前例のない時代に入っていくわけで、キーワードは「変化・イノベーション」と「不確実性」です。

次に、政治経済にどのような影響が見られるのかということです。典型的なのは米中関係で、トランプが2016年に当選したときには貿易摩擦的な発想だったのですが、4年たってこれは文明の衝突であることがはっきりしてきました。7月23日のポンペオ国務長官演説を見ると明らかで、新しい冷戦の始まりです。しかも、これは米ソ対立よりもさらに深刻な冷戦と考えて差し支えありません。なぜかというと、米ソ対立はイデオロギーの対立ではあったのですが、ソ連が消滅したのはイデオロギーで負けたわけではなくて、経済で失敗したからです。中国は改革開放政策を1978年から取っています。全体主義国家でありながら経済が好調という、ソ連より非常に強い全体主義国です。これが今、米中関係だけでなく世界を分断しつつあります。典型的なのはドイツで、ドイツは今まで中国依存がすごく強かったのですが、先般、ドイツは閣議決定で中国依存からの転換を明らかにしました。アジアでは、大ざっぱに言うと南沙諸島の領有権の問題を持つ国が反中国、持たない国が親中国という構図になっています。

国内産業保護政策は、もう止まらないと思います。これはいわゆるGlobalization fatigueということでもあります。それから、小さな政府から大きな政府へということで、新自由主義が終わってケインジアン的な経済財政出動が始まります。市場経済における不平等を是正するための所得の再配分政策が進められます。そして、規制緩和がどんどん進んでいきます。もう既に足元でも、日本各地でタクシーで商品を運搬したりしていますし、今日誕生した菅総理は規制改革にかなりの意欲を示しています。

次に、企業行動への影響を見るとESG、SDGsが非常に加速化しています。ご存じのように、パリ協定では温暖化ガス排出の実質ゼロを21世紀後半に定めていたのですが、実はEUでは2050年をターゲットにし始めます。恐らくこれが世界のグローバルスタンダードになっていく可能性が高いと思います。それに伴って排出権取引の問題、炭素税の問題、TCFDの問題、あるいは企業のリスク情報の開示の問題等、リーガルなマターがたくさん出てくると思います。

一つここで申し上げておくと、なぜこのように環境問題が加速化していくのかというと、コロナ禍によって初めて、人類が一緒になって取り組まなければ解決できない問題があるということを、単に理屈ではなく肌感覚で初めて知ったからです。しかも、コロナよりも環境問題の方が圧倒的に深刻な状況にあります。もし80億人全員がコロナにかかったとして、死亡率が2%とすると1億6000万人が亡くなるわけですけれども、もし地球温暖化の抑制に失敗すれば、人類が滅亡する恐れもあるということです。初めて人類に等しくその恐怖を感じさせてくれたのがコロナであったわけです。ですから、ESG、SDGsは加速化します。それから、企業はガバナンスやリスク管理を強化し、株主至上主義の見直しがもう既に始まっています。これは去年のアメリカのビジネスラウンドテーブルではっきりしました。

サプライチェーンの見直しについては、分散するのか国内に回帰するのか、各企業ともかなりまだ暗中模索、試行錯誤という状態です。

リモートワークは絶対に進みます。実は今、face to faceとリモートの優劣評価は分かれています。伊藤忠は行ったり来たりしているわけですけれども、明らかに若者の中でリモートワーク志向の人たちがいるわけですから、リクラント戦略としてリモートワークの導入は各企業とも不可避であって、そうであればマネジメント型からジョブ型への転換、労働法制の見直しが必須になってきます。

それから、社会的影響をお話ししますと、やはり個人情報保護の在り方が非常に問題になってきます。実は、コロナによって個人情報に関しては二つの方向性が出ました。一つはヒューマントレーサビリティの徹底ということで、中国では監視国家が完成しました。2億台の監視カメラとスマート

トフォン等の位置確認で、習近平によって国民全ての動きが把握できるようになりました。それと逆の方向で個人情報保護の方に動いたのが、Googleのスマートシティ Sidewalk Labs（トロント）の破綻です。世界でもスマートシティで一番進んでいた Sidewalk Labs は、電力消費やゴミの出し方など、あらゆる個人情報を集めることによって一番効率的なシティをつくろうという発想だったので、個人情報の収集について非常に懸念が示されて破綻しました。

それから、アメリカでは人権問題（black lives matter）が巻き起こっています。先般も、大坂なおみさんがマスクに警察に殺されて亡くなった方の名前を記して抗議の意思を示していましたが、コロナはより貧しい者を直撃するという格差問題のさらなる顕在化を発揮しました。

それから、リモートワークによって都市が分散化し、都市に大きなビルがどんどんと建って、その中に会社があって、そこに働きに行くという「大箱都市」が終焉して、コミュニティが再構築される機運が生まれてきています。この流れも変わることはあります。

最後に、ABLFIとして力を入れている法整備支援の関係については、まず、私がJICAの井出さんから伺ったことですが、足元ではオンラインによる活動が中心です。ただ、専門家が徐々に派遣国に戻りつつあります。日本における研修は、来年から、日本においてしか習得できない研修から始めていくようです。これから法整備支援については、私の感想ではありますが、法の支配の重要性は不变で、全体主義と自由主義の対立が深まる中ではむしろ高まっていくだろう。ただ、その中でリープフロッグ（カエル飛び現象）ではありませんが、特にIT分野では日本が韓国や中国に追い越されていくという問題があります。結局、法整備支援というものは、自由主義・人権の価値の共有をいかに進めていくかということであり、供与型から協働型へ移っていくだろうというのが私の感想です。

以上です。どうもありがとうございました。

「withコロナafterコロナと法—建設会社の視点からー」

堀口 佳秀（大成建設株式会社管理本部法務部部長（国際法務担当））

私は、企業の法務を担当している立場で、建設会社の法務の視点から、今、コロナでどういったことを経験しているか、どういったことを考えているかをご説明させていただきたいと思います。内容としては、まず当社の海外事業を簡単に紹介した後、今回のコロナの影響とそれに対する対応、そして今後に向けた課題を簡単にまとめる形でご説明します。

建設業におけるアジアビジネスの位置付けです。海外建設協会に加盟している51社のデータを集計したものですけれども、2018年、2019年にはアジアのビジネスが6割前後を占めており、建設業にとっても非常に重要なマーケットであると言えます。弊社の海外事業は、東南アジアを中心に中近東辺りに展開しており、まさに本研究会で取り上げているアジアを非常に重要なマーケットと捉えています。

次に、今回のコロナでどんなことが起こったかです。皆さまも経験されてご承知のところかと思うのですけれども、これだけ全世界のほぼ全ての人が長期間にわたって影響を受けるということは、近年なかったのではないか、ひょっとしたら歴史上初めてかもしれません。具体的な個々の話としては、まず各国が入国制限措置を執って、人の移動が自由にできなくなりました。当社のケースでいいますと、工事をやろうと思っても必要な人員を派遣できなくなりました。ビザが発給されないということもありますし、意外に国際旅客便が飛ばなくなったりということも、実際の問題としては大きな影響がありました。こういったことから、既存の工事の進捗に影響が出たり、工事によって

は中断・閉鎖等を余儀なくされたところもあるのですが、各国が経済活動を再開する中で、それに応じようとしても人を送り込めないというような話が出てきています。

また、現地に赴任している者も、現地にいる間にコロナが発生したという状況で、彼らを一時帰国あるいは出張で日本に戻してしまうと再び行くことができない。もちろん最近はだんだんと緩和されてきて、少なくとも就労ビザを持っている人は入れるようになってきていますが、日本に帰ってきたときも向こうに行くときにも14日間の隔離措置が大体あるので、そのロスを容認してまで一時帰国を認めるのかという判断が求められるときがあります。

入国制限に関しては国際的な人の動きですが、活動制限・都市封鎖、ロックダウンという耳慣れない言葉が今回非常にたくさん聞かれるようになりました。これは国内での移動・活動の制限ということで、建設業でいいますと工事作業所の閉鎖を余儀なくされたり、それによる工事の中止、工事が継続されても資材が入ってこない。人の問題もありますけれども、物も入ってこないといったような状況が発生しました。これらは全て、工期の遅延や追加費用の発生ということになってきます。

また、感染予防措置は、ロックダウン中もそうですけれども、事業が再開されていく中でも、当然、過去には求められていなかった感染予防措置を導入しないと工事をやらせてもらえない、再開できないといったような状況が発生しています。これも当然追加の費用を伴うものになってきます。

あとは日本国政府が出している渡航制限（感染症危険情報）、今は数多くの国においてレベル3「渡航中止勧告」が出ているわけですけれども、日本政府の立場としては、これはあくまでもアドバイスであって法的な拘束力を伴うものではない、最終的な判断は各企業・各個人が行うものだという位置付けのようですけれども、日本政府がこういったメッセージを出している以上、企業としては人員の海外派遣について考慮しないわけにはいかないというところがあります。もちろん基本は安全配慮義務を果たすということで、ここは通常の海外派遣と大きく変わることはないでしょうけれども、日本政府からのメッセージが出ているというところで配慮が必要になってくると思っています。

こういったいろいろな制限・措置が行われている中で、では大成建設はどうしたかということなのですけれども、基本的に海外に赴任していた者の中で、工事が中断になったものは、その要員は帰国させてリモートでの対応を取っています。ただ、その他の既に赴任していた方については、家庭等個人的な事情がある場合を除いて帰国していません。ですから、ずっと居続けている、休暇も取れずにずっとその地にいる状態が続いています。

各国の経済活動が再開てくる中で、人を送り込んだりしなければいけないのですけれども、先ほどお話ししたように入国制限が各国で続いている、飛行機も飛んでいないということで、いったん一時帰国していた社員も含めて、必要な人員をタイムリーに送り込んでいません。先ほどお話しした感染症危険情報レベル3が維持されている国では、やはり判断には慎重にならざるを得ないというのが実情です。

工事について、工期の遅延や資機材、追加費用の発生については、当然、契約上、不可抗力等に該当するだらうと考えているわけですけれども、今後、それにかかる追加費用、工期延長の請求が出来るというクレームの通知は出していますが、本格的な交渉が始まるのはこれからです。

あと、こういった大きな経済的な影響が出る事象があると、当然、発注者や下請け業者等の破綻等も考えられるわけですけれども、当社の場合は今のところ海外工事に関してそういうものが起こって大変なことになっているという情報は、現地からまだ届いていません。ただ、今後は十

分てくる可能性があるだらうと思っています。

これらに対して今後いろいろと対応していく中で、今回のコロナ特有の対応の難しさと私が感じているのは、同時多発的に起こっていて、かつ、国ごとに状況の違いが大きく、当然、法制度が違うということです。先ほどコロナは不可抗力に該当するだらうとお話ししましたけれども、不可抗力という考え方自体がその国の法制の中であるのかないのかといったこともありますし、また今回のいろいろな法的措置の位置付けが、法律に基づく強制的な措置であるのか、要請推奨レベルのものであるのかといったようなところでも対応が変わってくると思われます。また、新しくできた法律や法改正に基づいたものであれば、建設工事の契約の場合、法令変更に基づく追加変更を求めることができるという規定もありますのでそれが使えるのですけれども、既存の法令に基づくものだったらどうなのだらうというポイントもあるのかなと思います。そして、当然、不可抗力の条項があったとしても、契約ごとに書き方が違うので、その辺についての検討も必要でしょう。国ごと、案件ごとに違うということであると、いろいろな情報収集を慎重に行った上でやらなければならぬのですが、同時多発的であるが故に、会社のリソースが追いつかないのではないかという不安もあります。

また、人の移動が制限されているので、通常であれば現地が大変なことになっているといえば、日本から人を送り込んでということがあるわけですが、東京側からの出張支援が実質できない状況の中でどうやってやるのか。リモートでの対応も限界があります。こういったことになると現地での支援のネットワークをつくっていくことが大事なのだらうなと感じているところです。

そして、これが実は大きいのかなと感じているのが、日本側の感覚と現地側の感覚のズれです。会社の中もそうなのですけれども、外でもあるのかなと。東南アジアの多くの国では、インドネシアやフィリピン、インドは除いた方がいいのかもしれません、感染状況はかなりコントロール下に置かれていて、非常に落ち着いてきている状況にあると思います。

建設事業というのは、ありがたいことにインフラの基盤を整備するものということで、各国とも早期に再開しようと考えているようです。しかし、日本側は政府のメッセージとして、レベル3が変わらない。分かりやすく言うと、あの国は危ないと日本国政府が言っていると、少なくとも社員や一般の人たちは捉えるだらうという中で、どう対応していくかというところの難しさはあるのかなと思います。それは会社の中でも一緒で、政府が危ないと言っているようなところで工事などできないだらう、人など送れないだらうという本社危機管理部門、経営層の一部の認識と、いや現地は落ち着いている、工事の継続もできるし、再開が必要なのだという現地、国際事業部門の感覚の違いをどう埋めていくかということを考えなければいけないと思います。

当然、国や法律事務所等も含めていろいろな機関のサポート等を得ながらになるのですが、国土交通省が、今年の7月に発表した「インフラシステムの海外展開行動計画」の中で、コロナの感染症拡大により今後契約交渉等で非常に厳しい場面が出てきたときには、関係府省と連携してわが国の企業の支援を積極的に行うということを表明しています。これはわれわれ企業にとって非常に心強いことです。JICA等も、JICAの事業に関して、海外建設協会とも意見交換をした上で、どういった対策を取っていくか検討されていると聞いています。

また、情報収集という面では、いろいろなところから情報が発信されていて、コロナが発生後しばらくは、弁護士事務所から送られてくるニュースレターはほとんどコロナのことばかりという時期もありました。そういうものも非常に参考にはなるのですが、JETROのホームページに国ごとの基本情報が非常に整理された形で出されているので、こういったものも役に立つかと思います。

いろいろな大手法律事務所でもニュースレター等により情報がタイムリーに拡散されていますし、またそれを集約した新型コロナ感染症特設サイトを開設されたりしています。われわれもいろいろ拝見して利用させていただいているのですが、ニュースレターを積み上げるだけでなく、コンパクトに国ごとに比較できるような形で整理するところまでやっていただけたら非常にありがたいと思います。

最後に今後の課題です。人の移動が制限されている中で、現地対応力を今後強化していくことも考えなければいけないと思っています。ただ、今回のことでの法務業務もリモートでできることも見えてきているので、現地に法務担当を常駐させることまで必要なのか、あるいは現地にいるスタッフの法務対応能力を研修等で向上させる形にするのか。この辺の組織的な考え方も検討しなければいけません。もちろん、現地に事務所等を開設している日本の大手法律事務所との連携もあります。欧米系も当然ありますが、やはり日本側の感覚を理解して相談・アドバイスできるというところで日本の弁護士事務所は非常にありがたい存在だと感じているので、そういうところとうまく連携した上で、現地の拠点スタッフと本社側の役割分担を考える必要があると思います。

さらに、コロナ後と書きましたが、今後起こり得る取引先の破綻に備えた法制度の実務に関する情報収集を考えなければいけませんし、工期の延長や追加費用の獲得に向けた契約交渉支援も、法制度の違いや各国の措置の位置付け、日本と現地との感覚の違い等を踏まえて、どう交渉していくのかを考えていく必要がある。その中で、国のサポートや弁護士事務所の支援が大事になってくると感じているところです。私の方からは以上です。

「ウィズ・コロナ」 (from Singapore)

石田 龍 (弁護士)

私は東京で弁護士をしていましたが、昨年からシンガポール国立大学のLLM課程に留学しています。現在、妻の出産のために一時的に日本に帰国しているのですが、弁護士と学生、シンガポールと日本在住と、コロナの時期に二つの立場から二つの場所・国を見る事ができました。皆さんの業務に直結するような話はできないと思いますが、見たこと、聞いたこと、感じたことをお話しできればと思っています。

長く話していても飽きてしまうと思いますので、三つのトピックについてそれぞれ数分ずつお話しさせてください。まず、トピック1がシンガポールの状況です。二つ目のトピックとしてシンガポール国立大学での留学とコロナの状況について。最後の三つ目は唐突で、アジアというところから外れてしまうのですけれども、今回、California司法試験に受験を申し込んでいたところ、コロナの影響で初の試みとなるオンライン受験になりました。来月、日本の自宅から司法試験を受ける機会を得ましたので、コロナと法律家のスタート地点という部分について、面白いかなと思い、最後に二言、三言だけ触れさせていただきたいと思います。

まず、一つ目のトピックであるシンガポールの状況からお伝えしたいと思います。仕事等で行かれている方は私よりよくご存じだと思うのですけれども、シンガポールは一言で言えば大都会で、衛生水準や経済水準、所得水準も日本とそんなに変わらない、場合によっては日本より高いと思っていただければ、大きくイメージとの乖離はないと思います。

コロナの関係で、国土面積や人口密度が気になるところですけれども、大体シンガポールは東京23区よりも一回り大きいぐらいです。東京23区と大体同じぐらいの大きさの小さな都市国家に、人口密度は東京23区のちょうど半分ぐらいです。人口密度は半分、大きさは大体同じというふうに

イメージしていただければ、おおむね間違いないかと思います。

人口当たりのコロナの陽性者数でいうと、現在、東京都の約6倍と、かなり感染が広まっているような感じを受けるのですけれども、実際にシンガポールに住んでいて感じる状況というのはこの数字とかなり乖離がある、かけ離れた数字になっています。というのも、シンガポールでの主な感染者は、ローカルのシンガポール人や外国人のオフィスワーカーではなく、インドやバングラデシュなどから来ている外国人労働者です。シンガポールの国家発展の重要な役割を担って、主に建設現場などで働いている南アジアから来た方が、ほぼ感染者の全てです。数字で言うとシンガポールの感染者数の95%を彼らが占めているという、ちょっと薄暗い部分があるのが実情です。

外国人の建設現場で働いている出稼ぎの労働者の方たちの寮は、すし詰めとまではいかなくて、比較的きれいに保たれているとは思うのですけれども、割と密な環境です。結構人が密集していて、一緒にバスケをして遊ぶようなところがあるなど、感染を防止するという意味ではかなり難しい状況になっているということもあって、感染者の95%が外国人の方になってしまっているという状況です。

シンガポールのコロナ対策の特徴は、政府指導の規制と罰則、そして何と言っても執行（エンフォースメント）が強大だということだと思います。4月7日にCOVID-19の暫定措置法が施行され、それに基づいて4月いっぱいと5月いっぱい、丸々2ヶ月間、ほとんどの小売店とオフィスが閉鎖されました。外出自体は禁止されなかったのですけれども、お店がどこもやっていないものですから出る理由もないということで、たまに用事があって日本でいう銀座のような街に出掛けても、人一人出歩いていないというような、異様な光景でした。

企業には、法令上、在宅ワークが義務付けられ、これは今日現在もまだ続いているそうです。その他にも、外出時のマスクの義務付けや小売店のソーシャルディスタンシングの義務付け等が法令で定められていて、これらほぼ全てに罰金、懲役、ビザの剥奪等の罰則・不利益措置が付いています。実際に罰金が科されたり、ビザが剥奪されたという事例が多数報道されています。

シンガポールの特徴的なところは、先ほど申し上げたとおり、ルールを作るだけではなくて罰則をきっちりエンフォースメントしていくところにあるのだろうと思います。現地の日系企業の方に聞くと、毎週建物の入館記録を政府に提出しているとか、政府の方が電話営業の人がちゃんとマスクをしているか立ち入り検査をしに来たりするそうです。なので、企業の対策・対応も、日本は創意工夫がより必要になってくると思うのですけれども、シンガポールではまず第一に規制の状況を追って、それをきっちと遵守することが柱になっていると言っても過言ではないと思います。

このように、政府が迅速に行動、対応していることは、コロナの感染防御という意味ではいいこととずくめなのですが、他方で、ここ何十年、一回も政権交代をしたことがない政権与党が、圧倒的な力で議会も官僚組織も支配下に収めているということの反映でもあるので、民主主義という観点からは緊張をはらんでいる可能性もあるのではないかと思っています。

最後に、コロナとビジネス法絡みの部分としては、先ほど申し上げた COVID-19の暫定措置法では、債務履行の猶予措置、債権者破産の一次猶予措置などを定めています。例えば、商業用のテナントの賃貸契約や観光に関する契約、中小企業者のローン等、破産申請や債務が来月（10月）まで一定の条件で猶予されます。

続いて、二つ目のトピックに移りまして、シンガポール国立大学のことです。私は昨年1年間、シンガポール国立大学のLLM課程に留学していました。東南アジア各国に飛行機で1、2時間、国内出張のような感じで行ける立地の良さと、アジアのトップ大学としての教育の質の高さというところ

から、当校へ行くことを決めました。今回パネリストをしてくださっている高谷さんがいらっしゃるタイも1時間強なので、機会を利用して食事をご一緒したのを覚えています。

LLM課程自体は、インド人と中国人が全体の8割を占めていて、実際のクラスはローカルの学部生との混合なので、かなり多くの多様な方と接することができて、交流を楽しむことができたと思っています。また、カリキュラムも結構特徴的なものがありまして、ASEAN共同体についてとか、インドネシア法など、日本人の私からしたら特徴的な分野の第一人者の研究者と交流できたのが収穫だったと思います。シンガポール国立大学の特徴として国際仲裁と海事法の専門課程がLLMにあり、これを目的にインドからももちろん、ヨーロッパからも多数来られていました。

コロナとの関係で申し上げますと、LLM課程は8月に始まって5月に終わるので、幸いこのコロナ禍の影響を受けたのは最後の2ヶ月程度でした。ちょうど3月末頃から、日本もそうなのかもしれませんけれども、順次、多人数のクラスからZoomでのオンライン講義に移行していきました。ですから、withコロナ/afterコロナの状況についてクラスメートと議論する機会はなかったのですけれども、これは今後のことなのかなと思っています。教員の方たちも、オンラインであっても生徒のビデオとマイクをオンにして、発言を求めて双方向性を維持しようと努力されているのが印象的でした。

最後に三つ目、これはおまけなのですけれども、カリフォルニア州の司法試験について二言、三言お話ししさせていただければと思います。私は来月5日に受験する予定なのですけれども、コロナの影響で初の試みとなるオンライン受験が施行されることになりました。外国から受けても別に構わないということなので、私は日本にある自宅から司法試験を受験することになりました。

この受験は、自前のパソコンを使って、そこに専用のExamplifyという、シンガポール国立大学や欧米の大学などで用いている試験を受ける用のソフトウェアを使って、オンライン受験することになります。このソフト自体は、これまでも会場受験でもラップトップ持ち込み可で、このソフトウェアを使ってやっていたようで、それをオンラインに移行させた形です。このソフトウェアを起動させると、全てのアプリケーションがシャットダウン、強制終了されて、インターネットも強制的に接続が解除されて、同時にWebカメラで顔や周囲を録画しながらキーボードやマウスの入力、画面の状況が全て録画されて、本部の方に送られます。AIを使って疑わしいことをしていないかを検知して、疑わしい場合には人間がそれを再度チェックして正当性を担保しようという試みのようです。

以上、三つのトピックをまとまりもなく申し上げましたけれども、生活、ビジネス、大学、司法試験という多方面に影響を与えながら、各方面でそれぞれ柔軟に対応されているという状況、姿を体感する機会を得ましたので、そのご報告をさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

「アジア諸国におけるwithコロナ/postコロナの法律事務・法律事務所の運営について」

高谷 知佐子（弁護士）

私は今年の1月から、森・濱田松本法律事務所（MHM）のバンコク事務所に行ってています。タイでも3月に緊急事態宣言が出て、それ以降、てんやわんやで事務所の中で対応してきました。今日はそういった話を交えながら、法律事務とコロナ、弁護士とコロナという話をさせていただければと思います。

タイの事務所について少しだけお話しすると、3年前に現地のチャンドラー・トンエックという法律事務所と統合して、今はChandler MHMという法律事務所になっています。タイ人の弁護士が84

人、日本人の弁護士が7人で、スタッフを入れると150人ぐらいの所帯です。それだけいると、コロナの話が出てきたときには、日本でいうところの中規模企業の方々と同じように、いろいろなことに悩まされる羽目になりましたので、そんなところをお話ししたいと思います。

タイの状況について、個別の話ではありますが、面白いと思いますので少しお話しします。先ほど申し上げたとおり、タイでは緊急事態宣言が3月半ばに出ました。それまでもぽつぽつ患者は出ていたのですが、3月に入つてムエタイのスタジアムでいわゆるクラスターが発生し、そのときの感染者の多くは軍人と警察官だったのです。その前から政府は密なところには行くなと言っていたにもかかわらず、クラスターで感染したのが軍人と警察官という公務員だったということで政府が非常に怒りまして、突如、その翌週あたりにムエタイのスタジアムやバー、クラブなど、密な閉鎖空間になるところが全部閉鎖命令を受けて、クローズになりました。

それでもなかなか感染者が少なくならないということで、次にレストランやマッサージ屋、スポーツジム、ゴルフ場、美容院・理容院が閉鎖になって、県境も閉鎖されてブロックが積まれて車も通れなくなったのが4月です。4月には、タイではソンクランという、日本でいう盆と正月が一緒に来るような休暇があるのですが、ソンクランのときにはみんな田舎に帰るので、田舎に帰らせないためにソンクランも中止になりました。

締め付けが激しくなって、最終的にはいわゆるオープンなスペースの公園に楽しみを求めて殺到したところ、公園も閉まってしまい、夜の10時から朝の5時までの夜間外出禁止命令が出て、果てはお酒を売つてはいけないという命令まで出て、これが4週間続きました。私もレストランが閉まるとかマッサージ屋が閉まるのは耐えられたのですけれども、お酒が売られなくなつて4週間たつたところでは、周りの人たちも含めて相当ストレスになっていました。2週間の販売禁止命令、さらにそれが2週間延長されて、さらに2週間延長されるのではないかといううわさが出たところで、みんな不穏な感じになりました。するとその翌日、政府が酒は売つていいと言つたので、ようやくみんなで胸をなで下ろして買い出しに出掛けたという状態でした。ただ、それが奏功したのか、タイではこのところ市中感染者は1桁がずっと続いていて、感染者はほとんど外から来た人たちという形になっています。

このように、結構締め付けが激しく、行動制限も掛かったようなタイで、法律事務所あるいは弁護士にとってどうだったのか、実態についてお話をさせていただくと、もちろん法律事務所でも感染者が増えているというところで、弁護士もそうですしオフィススタッフもすごく動搖するわけです。なので、事務所として何もしないわけにはいかないということになりました。

タイというのは割と外資系が大きな事務所を構えているちょっと特殊な弁護士法律事務所環境にあって、一番大きなベーカー＆マッケンジーは300人規模になります。緊急事態宣言後、そのベーカー＆マッケンジーが入つてある隣のビルで感染者が1人出たことを受けて、ベーカー＆マッケンジーは3月に全員をリモートワークにしたのです。全員在宅勤務になって、そこに友達がいる弁護士たちが、うちはやらないのかとすごく言ってきたわけです。われわれもマネジメントで一生懸命議論をして、結局、われわれはローテーションにしようということになりました。AチームとBチームに分けて、Aチームが出社している間はBチームが自宅勤務、Bチームが出社しているときはAチームが自宅勤務としました。この心は、全滅を防ぐということにあります。要するにAチームで感染者が出ても、Aチームを全部自宅勤務にさせて、Bチームは生き残つてるので、Bチームで仕事を回すという全滅回避作戦を取つてみたわけです。こういうやり方を取つた事務所が、バンコクでは幾つかあります。結果的には他の法律事務所でもほとんど感染者は出ず、今は全部正常に戻りましたが、

このローテーションについても、ベーカー&マッケンジーに友達がいる、あるいは他の事務所で希望者は自宅勤務ができる事務所に友達がいるような弁護士から、何でうちの事務所はそうしないのかとすごく突き上げを食らって、全滅を防ぐためだからと一生懸命押し返したりしてやってきたというようなところです。

これはたまたまなのですが、リモートワークができるように、1月ぐらいに全部のPCを入れ替えて、VPNを導入すると決めて、発注を掛けていたのです。なので、少し遅れましたけれども全弁護士にVPNが行きわたってリモートワークができる環境にあったことは幸いだったのですが、オフィススタッフの秘書やパラリーガルは間に合わず、結局はローテーションといつても自宅にいる人は自宅待機になってしまいました。

それで今、何が議論されているかというと、第一にオフィスは本当に要るのかということです。7割の弁護士がオフィスにいるとして、3割はどこでもいいとしたら、3割分オフィススペースが削減できるのではないかという議論が今なされています。加えて、今バンコク事務所にはミーティングルームが六つあるのですが、そもそもお客様はミーティングルームに来ないので、こんなに要らないのではないかという議論が出てきています。

2番目は、紙ファイルが本当に要るのか、そしてキャビネは本当に要るのかということです。日本もそうなのですけれども、タイの弁護士も紙が大好きで、とにかく紙ファイルを膨大に積み上げていて、絶対に使わないから捨てろとすごく言っているのですけれども、今回やはり使わなかつたということで相当数捨てました。

そしてもう一つは、ちょっとシニカルなのですけれども、秘書はこんなに要るのかということです。先ほど申し上げたとおり半減オペレーションなので、半分の秘書は自宅待機なのです。仕事をしていなかった。その半分の秘書で何とか回せてしまったのをみんなで実感して、では半分要らないのではないかと。口が裂けても言えないのでけれども、今そのような議論をしています。

他の東南アジアの拠点の人、あるいはマジックサークル等、米国の事務所のマネジメントパートナーと話をしていると、今のオフィス要るのか問題、ペーパー要るのか問題、秘書要るのか問題というの共通の話題で、みんな真剣にそれについての話をしているというのが、今のwithコロナ/postコロナの法律事務所の状況です。ということで、私の話はこれで終わらせていただきます。

(司会) 4の方々、ありがとうございました。ここから後半のディスカッションに入っていきたいと思います。ぜひQ&Aでご意見その他、お寄せいただきたいと思います。今日は、80名ぐらいの方から参加申し込みを頂戴しています。日本だけでなく各地で活躍されている方が何人もいらっしゃいます。その中から、酒井さんと相談して業務命令をしていただいたのですけれども、TMI事務所の3名の方に2分ずつ、マニラ、プノンペン、ヤンゴンの状況をお話ししていただきたいと思います。

まずは團さんからお話を頂戴したいと思います。お願ひします。

(團) TMI総合法律事務所からフィリピンに駐在している團と申します。私は今、フィリピンに駐在して6年目に入るところです。今回、フィリピンがどうなっているかというと、フィリピンは今、インドネシアを追い抜いて一番感染が増えているということで、完全に回復基調にない状態で、ASEANの他の国々から取り残されています。3月中旬からロックダウンされ、緩和されたものの現在もまだロックダウンが続いています。外国人が入れない中で、これ以上経済を止められないとい

うことで、事業活動はキャパシティ制限などがありながらも再開されています。業種としてはバー やナイトライフ系のものを除けば、8割程度再開しています。法律事務所もキャパシティ50%、つまり100人出られるところを50人出でいいということで6月以降再開しています。

2番目のコロナウイルスで事象として起きていることですけれども、まず第一にここまで8年ほど6%程度成長を続けてきたフィリピンの経済が、今年は-7.3%という予測になっていて、大打撃を受けています。失業率に関しても大幅に高くなると予測されています。今回のコロナウイルスの対応で、フィリピン政府の問題点も露呈してきました。具体的にいいますと、ロックダウンの措置の発表が、前日の夜中とか当日深夜0時を回ってからしかなされないと、発表された内容がころころ変わるもの、あるいは政府機関ごとに違うことを言い出すということがあります。現地の日系企業の方々も非常に悩んでいます。その中で、トピックとして、非常時だということで大統領に強権を与える特別立法が通りました。批判もあるのですけれども、大統領や軍、警察に権力を集める傾向が少し懸念されています。

一方で、ポジティブな面もありまして、今回、コロナウイルスで政府機関が機能しなくなったのですけれども、再開するに当たってオンライン化がだいぶ進んでいます。会社関係のSEC、知財関係でいうとIPOPHL、それから日本の公正取引委員会に当たるPPC、裁判所などが、手続のオンライン化をかなり進めています。ですので、これはカエル飛びみたいなものになると思うのですが、フィリピンは元々日本よりひどい紙中心文化で、政府機関に原本を10部出せということを平気で言われる世界だったのですが、ペーパーレス化、オンライン化のきっかけになっているところがあります。

一方で、日系企業をはじめ、企業は労務管理を中心に、政府が出している各種ガイドラインの特別措置への対応に追われているという状況があります。先ほど堀口様の発表にもありました、インフラ関係で優先して外国人を入れようとしています。インフラがドゥテルテ政権の目玉政策でもありますので、ビザを発給してこれを再開しようという動きがあります。実際に工事が再開された後、工期延長などが起きたときにどう対応するかが今後の課題です。インフラ関係の役所でも、いろいろと理不尽な対応があるということは聞いていまして、フィリピンの場合、要は予算的に値切られることが実際起きる状況ですので、これは今後も問題になり得ると思っています。

最後に、駐在している日本人弁護士にとってどうなのかというと、一言で言うと存在意義が問われています。リモート化して、法律事務所も基本的に弁護士は在宅勤務をしているので、現地にいる意義をまさにこれから考えなければいけないわけですが、堀口様が言われた現地対応というところに存在意義を見いだしていきたいと思っています。

業務に関しては、ロックダウンに入ってから、日本が止まっていたということから、スローな傾向はあるのですけれども、最近、仕事の量は増えています。今後どうなっていくかはこれから、自分の存在意義と併せて考えていくべきところかなというふうに思っています。フィリピンに関しては以上です。

(司会) ありがとうございます。続けてプノンペンから永田さん、お願ひできますか。

(永田) カンボジアで勤務して7年目になる弁護士の永田です。カンボジアも3月、4月、5月あたりはかなり深刻にコロナの対策を取っていました。カンボジアの傾向として、法令や政策は大胆で、むしろ法律がなくても解放令で何でもやってしまう。法治主義という概念があまりない人たちで、

かつ徹底という話が先ほどシンガポールでありましたけれども、何事も徹底できないというところが大きな傾向としてあると思います。コロナ対策を深刻にやっていたときは、正月が突然5ヶ月ぐらい延期されたり、正月時期に帰省を禁止したりといったようなこともありました。業界としても、例えばマッサージや、人が密になりやすい環境になるカラオケを禁止するということもあったのですけれども、結局みんな闇営業をしています。

今に至っては、カンボジアは公式にはコロナの感染者数が275名、うち274名が完治、死者ゼロということに一応なっています。こういう状況なので国内にはコロナの感染者はいないだろうという前提で、今は政策も緩めて、結構何でも元どおりに戻っている感じです。特段afterコロナですごく変わったということはあまりなく、リモートという話がいろいろありましたけれども、リモートワークをしているところもありますけれども、通常どおり平常運転のところも非常に多いということで、他国よりコロナについては深刻に考えていない状況です。

いろいろ徹底できていないのは、例えば入国者は必ずPCRネガティブの結果を持った上で、さらに現地でもPCR検査を受けて、1人でも陽性者がいれば同じ飛行機に乗っていた全員が14日間隔離されるということが行われているのですけれども、一部の空港では中国人が検査もせずにどんどん入国しているとか、陸路でタイやベトナムから入ってきているらしいということで、相変わらず不徹底な状況が続いています。カンボジアでは、元の生活に戻っているというのが実情だと思います。以上です。

(司会) ありがとうございました。いろいろ聞きたいところですけれども、坂田さん、ヤンゴンからお願ひします。

(坂田) TMI総合法律事務所のヤンゴンオフィスに駐在している弁護士の坂田と申します。ミャンマーにおけるコロナウイルスの状況については、3月下旬に感染者が確認されてから、多くの日本人がミャンマーの医療体制が整っていないこと、日本との直行便が運休に入った後は帰国する手段がなくなることから、帰国されました。商工会の調査結果では、商工会に加入している日系企業では社員の約半数が帰国しています。また、大使館の在留届ベースでは4分の3が帰国しています。

4月から8月中旬までは入国措置制限で自宅待機措置が執られ、職場では従業員同士がソーシャルディスタンスを確保できるようにするといった感染予防措置を執ることで営業が認められていましたが、感染者が1人出ただけで会社が入っているビル全体、ホテル全体がロックダウンされるという厳しい措置が執られていました。その結果、封じ込めに成功し、制限も徐々に解除され、経済活動も戻っていました。

そして、8月下旬に茂木外務大臣がミャンマーを訪問され、ビジネス活動のための渡航再開への期待が高まった矢先、第2波が到来しました。今、ヤンゴンには感染経路が不明の市中感染者が増加しており、再び自宅待機措置、国内移動の制限が執られています。感染者数は8月14日時点で369名、死亡者数6名だったところ、昨日の感染者数は3299名、死者32名と、この1カ月で感染者数が10倍となっています。裁判所も期日を延期する措置を執っています。ミャンマーでは11月8日に総選挙が行われる予定のため、選挙が延期にならないよう、それまではミャンマー政府も慎重な対応を続けると思われます。

4月以降、事務所に寄せられる相談には、解雇手続、給料減額などの労務相談、売上の減少によるオフィシャルローンや資本金の増資手続、未払債権の回収がありました。現在注目の話題としては、

2019年に知財四法が成立したことを受け、知財庁設立の準備が進められています。最初に施行される商標法については、施行日は未定ですが、それに先駆けて既にミャンマーで商標を使用しているものを保護する優先登録出願の受付を10月1日に開始すると発表されています。私からの報告は以上になります。ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。マニラ、プノンペン、ヤンゴン、それぞれの実情について、いろいろ質問があるかもしれませんけれども、ここからは議論をオープンにしたいと思います。石田さんから、「物理的に会うことによってのみ、得られることがあるのではないか。リモート環境下でどのように補う工夫をされているのか」という質問が届きました。工夫されている方はいますか。酒井さん、お願ひします。

(酒井) 営業はface to faceがいいという人が多いですけれども、実はリモートで営業をすると、移動時間がないのでたくさんの人々に営業ができてしまうわけです。リモートでの仕事とface to faceの仕事は、企業によってface to faceの方が生産性が上がるという説があつたり、リモートの方がいいという説があつたりしてまだ定まっていませんが、言えるのはヒューマンな何かが必要だということです。例えば、新人の悩みを聞くのはface to faceで、情報伝達で済むものはリモートと、コミュニケーションミックスの在り方を、今、各企業とも探っているところかなという感じがします。

(司会) ありがとうございます。他の方からお願ひします。

(堀口) 今、企業の話が出ましたので、当社はどうかと思って考えてみたのですが、やはり初めての打ち合わせなり面談なりをリモートでというのは、ちょっと難しいのかなというか、できないことはないのかもしれません、深いところまで話を進めたり、相手の様子を探ったりと言ふと語弊がありますが、言葉に出てこない感情の動きといったものを感じ取るというところでは、やはりリモートの限界はあるかと思います。ですから、石田さんの質問への答えになつていいのですけれども、私は弁護士先生に何かお願ひすることがあったときには、初めての案件の場合は基本的には行ってご説明するようにしています。そういう意味では、今のところリモートでは代替できていない状況です。

法務の仕事も、確かに今までリモートでやろうなどとは想えていなかつたものが、やってみればできるということはあることはあるのですけれども、難しさの多くは、各スタッフの自宅にリモートで十分仕事ができるような環境がないことです。やはり家庭での生活区分と全く切り離して仕事ができる環境はなかなかないので、それだったら会社に来て仕事をした方が楽だろうということでもういる人が多いというのが、今の状況です。

(司会) 團さんがおっしゃっていましたが、現地駐在員に存在価値があるのかというようなことも、裏腹の問題なのかもしれません。

(坂田) リモートで代替できないものの最たるもの、議論だと思うのです。どうしてもWeb会議だとかぶせて話ができないので、相手が言っているときに「ああ、そうなんだよね」みたいなことをかぶせて議論が活発になるということがどうしてもできない。代替できていますか、代替でき

ていませんのですけれども、そこら辺が難しいところだと思っています。うちの事務所では、Zoomなどの内部合議はありますけれども、しゃべっているときにチャットも使って、多少の代替みたいなことをするようにはしています。

(司会) 石田さん、質問される方は大体自分で答えを用意している人が多いのですけれども、何か。他の話題でもいいのですけれども、ありますか。

(石田) 私はこの1年間、留学していて仕事をしていなかったものですから、全く答えはないのですけれども、本当に勉強になりました。議論をしにくいとか、大学のクラスメートと議論するためにZoomを使っていても、やはり「ああ、そうだよね」、「そこは、もっとこうじゃないか」などと相槌を打ちながらインタラクティブに討議することが難しい状況をわたくしも感じておりましたので、先ほどの坂田さんと同じ印象を持っております。

(司会) パネルには入っていただかないことになっていたのですけれども、小杉さん、あるいは鈴木さん、島村さんからでも結構ですが、何かありますか。

(小杉) 私は、紛争解決でIT化というのがこれからどうなるのだろうということをちょっと議論してみたいと思っています。私はたまたまシンガポール仲裁協会（SIAC）の仲裁事件を持っていて、私は日本側ですが、アジアのある国のディストリビューターとの紛争で、仲裁をSIACに申し立てていたらそこでコロナが広がって、シンガポールもロックダウンされ、私どもの証人がいるマニラもロックダウンされ、どうするかという話になりました。仲裁人は単独仲裁人でシンガポールにいたのですけれども「ビジュアル仲裁をどんどんやりましょう」と言うわけです。2度ほど「もうちょっと慎重にお願いしたい」と言ったのですが、ロックダウンが解除にならないということで、最終的にはわれわれも同意して、マニラとシンガポールと日本で、Zoomを使ってビジュアル仲裁を行いました。証人尋問はマニラとシンガポールで、日本語と英語の通訳はシンガポールという格好でやって1日で終わって、2ヶ月たたないうちに仲裁判断が出されました。

シンガポールだからということもあるでしょうが、これからビジュアルな仲裁というのはものすごく増えていくのだろうと思います。実際、最近いろいろな国際セミナーを見ていても、仲裁・調停をテーマとするものがものすごく多いですよね。それとの関係で、裁判の方もそうなっていくんだろうなという気が非常にしています。

今日、シンガポールの国際商事裁判所のニュースレターを見ていたら、やはり同じような状況で、香港とクアラルンプール、マレーシアとシンガポールを結んでビジュアルな証人尋問を、8日間かけて全部やったという記事が出ていました。それぞれの国で代理人や証人が自宅か事務所から参加したということが書いてあって、仲裁はフレキシブルだけれども、裁判でここまでというのはかなり画期的です。

今年の7月にたまたま日本のある会社から、「シンガポールで裁判があって、日本の証人をと言わされている。日本の裁判所を使って共助でできないか」と聞かれたのですが、私は「そんなことを考えるのはやめなさい。日本の裁判所にそんなものを持っていったって短期間でいくはずがない。むしろシンガポール裁判所の手続でビジュアルができるかもしれない」と言ったのですが、結局、その日本の会社は、証人をシンガポールへ行かせて、入国に14日待たせてから証人尋問をやって、ま

た日本に戻して14日間待機させて、それでようやく入国させました。

日本人というのはそういうところはすごく律儀なのだけれども、それを見ていて、司法のIT化という今議論しているようなことが、アジアの感覚からいくと日本は3周遅れだと思うわけです。

(司会) これで2~3時間話ができるんですね(笑)。鈴木さん、お願ひします。

(鈴木) バーチャルな裁判手続あるいは仲裁手続は、急速に普及していると思います。実際に日本でも、東京を仲裁地にしてヨーロッパ各国とバーチャルに結んで証人尋問をやっています。結構、頻繁に行われるのではないかと思います。コロナの影響かもしれませんけれども、さまざまな紛争解決手続に、ある意味ではいい影響をもたらしているのではないかと思いました。

ただ、その手続の中で、どの部分までがバーチャルで代替できるのか、どうしてもできないのは、face to faceでやらなければいけないのはどの部分かというのが、これから発展して開発されていく分野だと思います。一番大きいのは私の印象では家事事件で、親が子供に会う面接交流というのがあるのですが、それがSkypeを使うなどしてかなりバーチャルにできるのです。だけど、どうしてもフィジカルに抱きしめたいとか、そういうことになるとface to faceでないとできないということがあると思います。

ですので、事案によってかなり違いますけれども、紛争解決の発展はできるだけface to faceの部分を限っていって、バーチャルの部分を広めていくという方向で進んでいくのではないかという印象です。

(司会) 私も国際水泳連盟のドーピングパネルで証人尋問をバーチャルでやりましたけれども、結構できるではないかという印象でした。ただ、私がやりにくかったのは、3人の合議をパネルでやるのですけれども、その間の目配せがすごくしにくくて、チャットで英語でやるのですけれども、なかなかきつかったという印象があります。

もう1問か2問ぐらいやりましょうか。何か他の話題でも、もしありましたら。

(石田) Q&Aに質問を投稿していただいているようです。

(司会) そうですね。大変失礼しました。JICAの井出さんからのご質問で、「シンガポール、フィリピンで厳しい行動制限があったとのことです、現地の企業・市民の方に反発、権利制限をされているのではないかという意識があるのかどうか、現地での感触を教えてください」ということです。これは石田さん、お願ひできますか。

二つ目に、「フィリピンで迅速な裁判のIT化がされたということですけれども、どのようにスピーディなIT化を実施したのか。効率面、技術面、それからその対応の結果、円滑に運用されているのか」。これは團さん、可能であればお願ひしたいと思います。

(石田) シンガポール、フィリピンとあるので、フィリピンは團さんにお願いするとして、シンガポールですけれども、国民性としては安全と自由とをてんびんに掛けた場合、安全や規律を重んじる人たちが多い場所だと思います。ですので、行動制限に関しては比較的皆さんつらそうではありましたけれども仕方ないよねと。ちょっと日本と似ている部分もあると思うのですけれども、そ

のような状況でした。

ただ、厳しい行動制限といつても、外に出ることや運動したり散歩することは許されていましたので、飲食店に行ってお酒を飲んだり、知り合いや友達に会ったりすることができないという程度のことが2カ月続いたという状態だったので、フィリピンと比べるとつらさはまだ我慢できたのかなと思います。以上です。

(團) 行動制限についてですけれども、フィリピンではアメリカであるような行動制限に対する抗議はほとんどありません。フィリピンの方は基本的に割と従順だといわれていて、コロナウイルスはとても怖いし、マスクやフェースシールド、外出禁止はみんな守っているというイメージです。企業に関しても、基本的にはその中でどうやってやるかということを考えてやっているというのが、日本の企業の方々の対応です。一部、中国系の企業で操業禁止を無視しているみたいなことは報道はされていますが、基本的にあまり反発はない状況だと理解しています。

2点目で裁判のIT化ですが、これ自体は方法としては民訴法の改正ではなくて、最高裁判所の規則の中で実施されています。まだ一時的な方策として行われているということで、首都圏を中心に、かなりの件数のオンラインのヒアリングが行われていると聞いています。ただ、実際のところは技術的な障害が多いといわれていて、私の同僚も出ているのですけれども、インターネットの回線の状態が悪くて非常に長い時間がかかる。何時間もかけてようやくヒアリングを終わらせたみたいな話があって、実用的に円滑にできているかというと全くできていない。かつ、今後これが恒常的な手段として確立するかどうかは、これからだということだと思います。

ただ、フィリピンは、特にマニラ首都圏では交通渋滞が非常にひどいので、裁判所に行って帰ってくるだけで半日つぶれるという状態です。それが嫌で紛争系の仕事はしないという弁護士もいるぐらいですので、裁判のIT化がこれをきっかけに恒常化すれば、それは非常にいいことだということで、フィリピンの弁護士会もこれを一般的なルール化すべきだという意見を出している状況です。

(司会) ありがとうございます。これも今後、いろいろ検討、研究したいテーマですね。

もう1問Q&Aを頂戴しています。「企業倒産と自殺者の数には相関関係があることは証明されている。感染症で死ぬのを回避しようとする場合に、企業のビジネスを休業させる政策が考えられる。これによると、企業倒産による自殺を回避する必要がある。各国の休業支援金、自宅待機給付金の政策の有無、程度をお聞きしたいです」。これはリサーチしないと答えられないかもしれませんですが、どなたかヒントをお持ちですか。

(高谷) タイの場合は各企業がそもそも休業するところまでいかなかつたので、出でていません。バーや夜のお店についても、休業支援金は出でていません。結果としてそこで働いていた人たちがどこに行ったかというと、田舎に帰っています。タイはご承知のように暖かいところなので、田舎に帰ると何とか食べていけてしまうので、田舎に帰ってしばらくじっとしていて、最近みんな戻ってきているというのがタイの状況かと思います。

(司会) ありがとうございます。ニュージーランドは休業を全体にするから一斉給付したとかと聞いてはいますけれども、これは宿題にしましょうか。

質問はこの辺にして、ぼちぼちまとめに入っていきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

もし可能であれば高谷さん、今までの議論その他、さらには今後ABLFIで何を勉強するかということでも結構ですが、何かコメントを頂ければ。

(高谷) ありがとうございます。冒頭に酒井さんがおっしゃったように、今回のコロナがいろいろなものを加速させるというのは、まさにそのとおりだと思っています。日本の裁判所ですら、あそこは最後ではないかと思っていましたけれども、本当にIT化が加速していますし、働き方の柔軟な形が協議されることも加速化しています。いろいろなものが加速化していくところで、そこにいろいろな需要が出てくると思っています。

今日ご参加いただいている方々は、いろいろなご所属の方が来られていますけれども、自分自身は、すごく月並みですが、ピンチはチャンスのような形で取り組みなり、楽しむというわけにはいきませんけれども、ポジティブな態度でやっていきたいと思っています。

(司会) ありがとうございます。今日は裁判所その他の関係の方もたくさん視聴していただいているので、ご意見はあるかと思いますが、また後日に頂戴したいと思います。

では、石田さん、追加発言があればお願ひします。

(石田) 先ほどの倒産を回避するための給付の件について一言だけ申し上げると、シンガポールでは9カ月間、給与の25%が補償されるという施策が打たれていて、外食産業は50%、航空産業は75%の給付が行われているのと、先ほど申し上げましたが、一定期間債務履行を猶予するという施策が打たれているようです。

本日は、皆さんに大変勉強させていただきました。よく技術発展は戦争によってもたらされるなどと言いますけれども、まさにコロナによってみんな重い腰を上げた部分はあると思います。自然の、防げない部分やコントロールできない部分に関しては仕方ないので、プラスの面に目を向けて私も頑張っていきたい、より良い方向に進められるようにしたいと思いました。ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。では、続いて堀口さん。

(堀口) 本日は、参加させていただきました。こういう機会があったからこそ、改めて今回のコロナはうちの会社、あるいは社会全体にどういう影響があるのかを考えるきっかけになりましたし、また皆さんの意見を聞いてなるほどなと感じたところもありました。

実は、コロナが始まる前に、当社といいますか、うちの法務部では、法務支援をもっと海外・現地に寄り添った形でやろうということで、法務の出先を海外につくろうかと計画して、そこに私が行くような話が出ていた矢先にこういうことになってしまって、行けない中で、では日本から何をやるのかということで、それで現地に赴任している方との接点を持つ機会が増えたというところはあるかと思います。その上で、今後何をしていくかをこれから考えていかないといけないし、先ほど少しお話しましたようにコロナの影響による契約交渉などへの対応はこれから本番になりますので、こういった場やいろいろなところで勉強しながら、対応していきたいと考えています。どうもありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。続いて、酒井さん、お願ひします。

(酒井) このフォーラムはアジアビジネスローフォーラムですので、やはりわれわれの視点はアジアに主に置かれているわけですけれども、先ほど私のプレゼンの中でもサプライチェーンの見直しにちょっと触れましたが、日本企業は、一つはリスク回避のための国内回帰。特に医薬品と、自國で生産しないとまさかのときに非常に問題になる製品等が国内回帰していきますが、もう一つはリスクの分散化という方向があります。サプライチェーンとしては、今は中国が大きなサプライチェーンなのですが、その中国は一つは賃金の上昇、それからカントリーリスクがかなり高いということで、コロナ前から東南アジアへサプライチェーンが分散して、かなりの企業がベトナムに進出していますし、ミャンマー、フィリピン、タイ等もサプライチェーンの一環として中国から企業の工場等が移動している状況です。

日本企業も進出していくわけですけれども、日本企業が現地の雇用を創出して、その現地が繁栄していく、そこでまたマーケットが生まれていくという、まさに共存共栄、win-winの関係になるわけで、そこで日本の法律家が活躍できれば、世界の平和のためにも非常にいいと思いますし、また、そのときにビジネスだけではなく人権の分野や、特に法の支配の分野で日本の法律家が活躍して、アジアの地域を自由主義社会に取り込んでいくということが非常に大事だと思います。残念ながら、例えばカンボジアはEUから制裁を受けてほとんど中国一辺倒になってきていますが、ミャンマーはASEANのフォーラムで中国の南シナ海への進出に対して懸念を表明するなど、今、日本と中国が綱引きをしている段階ですけれども、法の支配を通じてアジアの地域を何とか民主主義、自由主義の仲間に引き留めておくことは、日本の法律家にとって非常に大事なことだと思いますので、皆さんよろしくお願ひします。

(司会) ありがとうございます。全く個人的な感想ですけれども、特に最後のお話については継続的に勉強していきたいと思います。今日、たまたま東京大学大学院経済学研究科の藤本隆宏教授の話を聞いたのですが、コロナでものづくりに關係して、バーチャルデュアルという言葉を出されていました。どこかの生産ラインが壊れたとき、どこかに移らなければいけないわけですけれども、普段から予備のラインを用意しておくのは無駄だ、そうではなくて普段は二つのラインを一番もうかるものを作るために動かしておいて、一つのラインが止まったときに、もう一つのラインで両方のラインの製品が作れるように、普段からシミュレーションをして転換を早くするのがこれからの大勝負なのだと。要するに、臨機応変にやれということで、言うは易しという感じはしますけれども、法律の分野でもいろいろ考えていけるのではないかと思いました。

もう一つコメントで「日本の裁判のIT化は、コロナによって加速したわけではなく、むしろ裁判所は手続を止めてしまったのではないか」というご指摘がありました。これからどうなるかというところかと思いますが、これについてはまた議論を続けたいと思います。

鈴木さん、最後の締めをお願いできますか。

閉会挨拶

鈴木 五十三（元LAWASIA会長・日本ローエイシア友好協会副会長/弁護士・ニューヨーク州弁護士）

「禍福はあざなえる縄のごとし」といわれます。コロナ禍は、災いの面もありましたけれども、ABLFIにとっては、プラスとして活かせる面が三つぐらいあったと思います。一つ目は、コロナが

引き金になって、激動ともいえる変革が世界を席巻していること。二つ目は、この変革に対処するために法律家の知恵と工夫が必要とされていること。三つ目は、法律家の活動の場として広大な機会が開かれていることです。

このことをお示しいただいたともいえる本日のパネリストの方々に、お礼を申し上げたいと思います。パネリストの酒井さん、堀口さん、石田さん、高谷さん、モデレーターの上柳さん、大変ありがとうございました。それから、この研究会のロジを支えていただいた商事法務研究会の皆さん、そしてフォーラムの事務局長の島村さんにもお礼を申し上げます。そして何よりも、本日のオンラインでの研究会に参加いただきました皆さんに、心からお礼を申し上げます。

本日は、全国のさまざまな法律事務所、企業、公的機関、大学、学会、法律家の80名の方に参加していただいています。冒頭に小杉代表が申し上げましたが、アジアと日本、官と民、若い世代とシニア世代という三つのキーコンセプトに基づいたこのフォーラムの目的は、皆さまの参加によって実現できたのではないかと思います。これからも継続的、意欲的に研究会を続けていきたいと思いますので、ぜひ皆さまの積極的なご参加をお願いして閉会といたします。ありがとうございました。

(司会) 以上で終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 青木